

(目的)

第1条 この規則は、一橋大学学則（平成16年規則第2号）第15条の規定に基づき、一橋大学（以下「本学」という。）の学部学生及び大学院学生等（以下「学生」という。）の表彰に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は本学の学生を構成員とする団体（以下「表彰候補者」という。）について行うものとする。

- 一 本学における学業において、特に優秀な成績を修め、かつ、人物的に優れた者（以下の各号において、個人の場合について同様とする。）として認められる個人
- 二 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる個人又は団体
- 三 課外活動において、特に優秀な成績を修め、本学の名誉を高めたと認められる個人若しくは団体、又は課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる個人若しくは団体
- 四 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる個人又は団体
- 五 雑誌「一橋」原稿募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- 六 内藤章記念賞論文募集に応募して、審査のうえ、優秀と認められる個人又は団体
- 七 その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第3条 本学教職員又は学生は、前条各号のいずれかに該当すると認められる表彰候補者がある場合は、学長に推薦することができる。

(表彰対象者の決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された表彰候補者について、所定の審査機関の議を経て、表彰される者を決定する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に添えて、副賞を贈呈することができる。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、第4条の規定により表彰が決定された後、速やかに行うものとする。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部教務課及び学務部学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 一橋大学「学長表彰」について（平成15年1月8日評議会）は、廃止する。

改正	平成21年2月4日	平成22年4月1日
	平成25年4月1日	平成28年4月1日
	平成29年4月5日	平成29年12月6日
	令和5年2月1日	

(目的)

第1条 この細則は、一橋大学学生表彰規則（平成18年規則第132号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、学生表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰の基準)

第2条 規則第2条各号に定める表彰の基準に該当する表彰候補者とは、次のいずれかに該当する個人又は団体とする。

一 第1号関係

学部学生であって、推薦年度における学士課程GPA制度に関する要項（平成22年4月1日学長裁定）で定めるところにより得られたGPA（卒業予定者にあつては、1年次から4年次までの累積GPA）が、原則として3.60以上の成績を修め、かつ、人物的に優れた者として認められる個人

二 第2号関係

イ 国際的又は全国的規模の学会から賞を授与された個人又は団体

ロ その他、イに準じた業績等で高い評価を受けた個人又は団体

三 第3号関係

イ 国際的規模の競技会、公演会、展覧会等（以下「競技会等」という。）に出場、出演又は出展し、一定の評価を受けた個人又は団体

ロ 全国的規模の競技会等において、第3位以上の成績を修めた個人又は団体

ハ 複数の地区が合同で行う競技会等において、優勝した個人又は団体

ニ 公的機関等から表彰を受ける等、高い評価を受けた個人又は団体

ホ 大学行事等で特に貢献のあった個人又は団体

ヘ 課外活動を通して、大学に対し特に貢献のあった個人又は団体

ト その他課外活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

四 第4号関係

イ 環境保全、社会福祉、青少年育成、国際交流等のボランティア活動において、活動実績が認められ、他の学生の模範となった個人又は団体

ロ 人命救助、災害救助、犯罪防止等に貢献したことにより、公的機関等から表彰を受ける等、社会的に特に高い評価を受けた個人又は団体

ハ その他社会活動において、特に高い評価を受けた個人又は団体

五 第5号関係

イ 雑誌「一橋」の一般募集による原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体

ロ ゼミナール又は講義の担当教員が学生に課した提出レポート、小論文等のうち、その担当教員が雑誌「一橋」に掲載するに値すると判断し、かつ、推薦した原稿を対象に、特に優秀と認められる個人又は団体

六 第6号関係

内藤章記念賞授与内規第2条の規定に該当する個人又は団体

七 第7号関係

その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）が認めた個人又は団体

(表彰候補者の推薦)

第3条 前条第1号に規定する表彰候補者の推薦は、各学部、各学年毎に行うものとし、推薦者は、

規則第3条の規定にかかわらず、各学部の長とする。

(表彰候補者の推薦順位)

第4条 第2条第1号に該当する表彰候補者の推薦順位は、原則として、同号の規定により得られたGPA値が最も高い者を第1位とし、最高値の者が複数人いる場合は、推薦年度(卒業予定者にあつては、1年次から4年次までの期間)における卒業要件に算入される科目の総修得単位数の多い者を上位とする。

2 前項に定める方法によつてもなお第1位の者が複数人いる場合は、それらの者をいずれも第1位として取扱う。

(表彰候補者推薦書の様式)

第5条 表彰候補者推薦書の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

(表彰候補者の審査機関)

第6条 規則第4条に規定する所定の審査機関とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 第2条第1号から第4号まで及び第2条第7号関係にあつては、学生委員会
- 二 第2条第5号関係にあつては、学士課程教育専門委員会
- 三 第2条第6号関係にあつては、内藤賞運営協議会

(重複表彰)

第7条 重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生が再度表彰に値する行為等があつた場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

(団体表彰の方法)

第8条 規則第5条第1項に規定する表彰の方法において、団体を表彰する場合の表彰状は、その活動に従事した構成員(出場登録選手等)個々に授与することができるものとする。

(表彰内容の発表)

第9条 被表彰者に対し、表彰の内容について、プレゼンテーションを依頼する場合がある。

(表彰状の様式)

第10条 表彰状の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(副賞の内容等)

第11条 規則第5条第2項に定める副賞は、別表のとおりとする。

2 副賞のうち、奨学金の給付方法については、一橋大学学生表彰における奨学金給付要項(平成18年規則第134号)において別に定める。

(公表)

第12条 被表彰者は、掲示及び広報誌掲載等の方法により公表する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年2月4日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月6日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度に贈呈する奨学金については、改正後の一橋大学学生表彰細則第11条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

表彰の基準	副賞の内容
第1号関係	①学部2～4年次生の被表彰者個人（国費外国人留学生及び卒業予定者を除く。）に対し、記念品及び授業料年額相当の奨学金を授与（奨学金の12分の1の額を、12箇月の間給付する。）ただし、被表彰者が国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体又は民間奨学団体による給付型奨学金を受給しているとき及び同一学年同一学部から複数人を表彰するときは、給付額の調整を行う。 ②国費外国人留学生個人に対し、10万円相当の記念品授与 ③卒業予定者の被表彰者個人に対し、30万円程度の記念品授与
第2号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第3号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第4号関係	被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与
第5号関係	①イに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、3万円程度の記念品授与 ②ロに該当する部門 被表彰者個人又は団体に対し、1万円程度の記念品授与
第6号関係	別に定める「内藤章記念賞授与内規」による。
第7号関係	準用した表彰基準による副賞の内容

備考 この表における記念品の内容は、その都度、学生委員会が定める。

別記様式第1号

（第5条関係）

別記様式第2号

（第10条関係）

一橋大学学生表彰における奨学金給付要項

平成18年12月6日
規則第134号

改正 平成25年4月1日
令和5年2月1日

令和2年9月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、一橋大学学生表彰細則（平成18年規則第133号。以下「細則」という。）第11条に定める副賞のうち、奨学金の給付に関し、必要な事項を定める。

(他の奨学制度等との併用)

第2条 奨学金は、一橋大学学則（平成16年規則第2号）第96条の規定により授業料を減免されている者並びに一橋大学を原資とする他の奨学金又は国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体若しくは民間奨学団体による給付型若しくは貸与型奨学金を受給している者への給付を妨げない。

(給付額の調整)

第3条 奨学金の給付を受ける者（以下「優秀奨学生」という。）が、国（独立行政法人日本学生支援機構奨学金を含む。）、地方公共団体又は民間奨学団体による給付型奨学金を受給している場合、当該者に対し給付する奨学金の月額、10万円から当該給付型奨学金の受給月額を減じた額を限度とするものとする。

2 優秀奨学生が15人を超えた場合の奨学金給付月額は、優秀奨学生の総数から15を減じた数に3,000円を乗じた額を、一橋大学学生表彰細則第11条に定める奨学金の月額から減じた額とする。

(給付方法)

第4条 奨学金は、原則として毎月1回、口座振込みにより当月分を給付する。

2 奨学金の給付日は、毎月25日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める日を給付日とする。

一 25日が日曜日に当たるとき 23日（23日が国立大学法人一橋大学職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成16年規則第48号）第7条第2号に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、22日）

二 25日が土曜日に当たるとき 24日（24日が休日に当たるときは、23日）

3 第1項の規定にかかわらず、4月分の奨学金は、5月分と合算して翌月に給付することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、優秀奨学生が海外留学等の事情により奨学金の全部又は一部の額を一括して受給することを希望するときは、一橋大学学生委員会（以下「学生委員会」という。）の議によりその取扱いを決するものとする。

(給付の停止及び打ち切り)

第5条 優秀奨学生が次のいずれかに該当するときは、学生委員会は、当該優秀奨学生に対する奨学金の給付の停止又は打ち切りについて協議するものとする。

一 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為を行ったとき。

二 休学したとき。

三 成績が著しく低下する等、優秀奨学生に相応しい学業成果が見られないとき。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、奨学金給付の実施に関し必要な事項は、学生委員会の議を経て学生を担当する副学長が定める。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の一橋大学学生表彰における奨学金給付要項第3条第2項の規定にかかわらず、令和4年度、令和5年度及び令和6年度に決定する優秀奨学生¹の給付額の調整については、次のとおりとする。
令和4年度 従前の例による。
令和5年度 優秀奨学生が13人を超えた場合は、優秀奨学生の総数から13を減じた数に3,000円を乗じた額を、一橋大学学生表彰細則第11条に定める奨学金の月額から減じた額とする。
令和6年度 優秀奨学生が14人を超えた場合は、優秀奨学生の総数から14を減じた数に3,000円を乗じた額を、一橋大学学生表彰細則第11条に定める奨学金の月額から減じた額とする。